

「粉じん則」の改正

【施行日】平成24年4月1日

【粉じん則の改正点】

1. 粉じん則 別表第一

「二十」から「アーク溶接し」を削除し、「二十の二 金属をアーク溶接する作業」を追加する。

2. 粉じん則 別表三

「四」の中の「屋内又は坑内において」を削除する。

「十四」の中の「及び第二十号」を「から第二十号の二まで」に改訂する。

粉じん則改正



屋外溶接作業でもマスク着用を要する！

【改正の概要】

1. アーク溶接作業

1) アーク溶接作業は、これまでの「別表第一 二十」からはずれて、新たに「二十の二」として作業場所を特定しない「金属をアーク溶接する作業」として追加された。これにより、アーク溶接は屋外での作業も粉じん作業となった。

2) 「別表第三」の「十四」の改正により、屋外アーク溶接作業でも、呼吸用保護具使用が必要とな
(1/2)

った。

- 3) 屋外アーク溶接作業は、「別表第一」の「粉じん作業」に新たに該当するようになったため、「粉じん則第23条」(休憩設備)の対象となった。
- 4) 屋外アーク溶接作業は、「じん肺法」に規定する「じん肺健康診断」が必要になった。

2. 岩石等の裁断作業

- 1) 「別表第三」の「四」の改正により動力工具を用いての岩石等の裁断作業も、**呼吸用保護具**使用が必要となった。

(以上)

(一般社団法人)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部